

## 浜松市動物園における実習等の取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市動物園(以下「動物園」という。)における実習生の受入に関し必要な事項を定める。但し、動物愛護教育センターにおける実習は除くものとする。

### (実習生)

第2条 実習生とは、教育機関及び教育機関に準ずる機関(以下「教育機関等」という。)で学び、当該教育機関等の長が派遣する中学生以上の者で、市長の承認を得て動物園における実務を体験する者をいう。なお、教育機関等とは、学校教育法に基づく学校およびその他市長が適切と認めたものとする。

2 実習生は、原則として、自宅から公共交通機関を用いて動物園に通える者とする。

### (申請)

第3条 動物園での実習を希望する教育機関等は、事前に日程等について調整を行った後、受入れ手続きとして、別表に定める書類を同教育機関等の長から市長に提出しなければならない。なお、書類の提出期限は原則として実習開始日の1カ月前までとする。

### (別表)

	対象機関	中学・高校 又はそれに準ずる 教育機関等	大学・専門学校 又はそれに準ずる 教育機関等
1	提出書類		
1	実習承認申請書(様式1)		
2	実習承認申請書(様式2)		
3	実習生の履歴書		
4	誓約書(様式3)		
5	災害傷害保険、賠償責任保険等の加入を証明する書類の写し		

### (承認)

第4条 市長は、前条の書類等から判断して、実習生として承認する場合には実習承認書(様式4)を、承認しない場合には実習不承認書(様式5)を、申請のあった教育機関等に交付する。

### (指導担当)

第5条 動物園長は実習生を受け入れたときは、その研修目的に合うよう指導担当者を指名し、計画的な指導を行うものとする。

### **(実習期間)**

第6条 実習受入れ実施日及び実施日数については、教育機関等の長と動物園との調整によるものとする。

### **(実習生の身分及び処遇)**

第7条 実習生には浜松市職員としての身分は付与しないものとし、賃金、報酬、手当等は支給しない。

- 2 実習中に着用する作業衣、長靴等については、原則として実習生又は教育機関等が負担するものとする。
- 3 実習に係る災害傷害保険、賠償責任保険等は、実習生又は教育機関等が加入するものとする。
- 4 実習に要する費用は、実習生又は教育機関等が負担する。

### **(服務)**

第8条 実習生の義務及び禁止事項等については、次の各号のとおりとする。

- (ア)実習中は、実習に専念しなければならない。
  - (イ)実習中は、器具等の使用には細心の注意を払い、独自の判断のみで行動する事なく、指導担当者の指導、指示等に従わなければならない。
  - (ウ)実習中に知り得た職務上の秘密について実習終了後も守秘しなければならない。
  - (エ)職員と同一視される場合があるので、言動及び服装等について留意しなければならない。
  - (オ)病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合は、あらかじめ実習担当者にその旨を連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨を連絡しなければならない。
- 2 実習生は、前項の規定を遵守する旨を、第3条・別表(様式3)の誓約書により確約しなければならない。

### **(実習の中止について)**

第9条 実習生が、前条の規定に違反した場合、又は業務に支障を来たす、または来たすおそれがあると市長が判断した場合は、直ちに実習を中止するものとする。

### **(実習中における事故責任等)**

第10条 実習中における事故及び損害賠償については、次の各号のとおりとする。

- (1) 実施期間中、実習生に災害が生じた場合、公務災害の取扱いはしない。
- (2) 動物園への往復途上に生じた災害に対して、動物園は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 実施期間中、実習生が動物園又は第三者に損害を与えたときは、実習生又は教

育機関等はその損害を賠償しなければならない。

**(その他)**

第11条 この要綱に定めるもののほか、実習生の受入れの実施に関し必要な事項については、その都度市長が定める。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(様式1 大学・専門学校生)

平成 年 月 日

## 実習承認申請書

(あて先)

浜松市長

教育機関等名称

代表者職氏名

印

所在地又は住所

連絡先

浜松市動物園における実習等の取扱要綱に基づき、下記の者の実習の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

実習生氏名

所 属

現 住 所

連 絡 先

実習の目的、内容

期 間 自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

(様式2 中学校・高校生)

平成 年 月 日

## 実 習 承 認 申 請 書

(あて先)

浜松市長

教育機関等名称

代表者職氏名

印

所在地又は住所

連絡先

浜松市動物園における実習等の取扱要綱に基づき、下記の者の実習の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

実習生氏名及び学年

実習の目的、内容

担当教員名

期 間 自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

(様式3)

# 誓 約 書

(あて先)

浜松市長

このたび、私が浜松市動物園において実習するに当たっては、下記の事項を遵守することを誓います。

## 記

- 1 実習中は、所定の実習に専念する。
- 2 実習中は、浜松市動物園における実習等の取扱要綱を守るとともに、指導担当者の指導、指示等に従う。
- 3 動物園の名誉を毀損するような言動及び動物園の営む事業を阻止するような言動は行わない。
- 4 実習中に知り得た秘密については、実習中及び実習終了後も守秘する。
- 5 実習において、動物園又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。
- 6 実習中、万一災害を受けた場合は、自己の責任において処理する。

以上

平成 年 月 日

( 実 習 生 ) 住 所

氏 名

印

( 保 証 者 ) 教育機関等名称

代表者職氏名

印

所在地又は住所

(様式4)

第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長  
( 公 印 省 略 )

## 実 習 承 認 通 知 書

平成 年 月 日付けで申請がありました実習につきまして、次のとおり承認いたします。

記

実習生氏名

所 属

現 住 所

実 習 期 間 自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

( 様式 5 )

浜松市動物園  
〒431-1209 浜松市西区館山寺町 199  
Tel ; 487-1122 Fax ; 487-1125  
担当 ;

平成 年 月 日

様

浜松市長  
( 公 印 省 略 )

## 実 習 不 承 認 通 知 書

平成 年 月 日付けで申請がありました実習につきましては、次の理由により不承認となりましたので、通知いたします。

記

実習生氏名

所 属

実 習 期 間 自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

不承認の理由

浜松市動物園  
〒431-1209 浜松市西区舘山寺町 199  
Tel ; 487-1122 Fax ; 487-1125  
担当 ;